

分岐プール額の減額基準

(平成13年7月1日)

(改正 平成26年4月1日 水道事業事務内規 第2号)

(改正 平成27年12月24日 水道事業事務内規 第1号)

分岐プール額の減額基準（平成2年水道局内規第5号）の一部を改正する。

(目的)

第1条 この基準は、分岐プール額に関する規程（平成10年長岡京市水道事業管理規程第5号。以下「規程」という。）第4条の規定に基づき、分岐プール額の減額基準を定めることを目的とする。

(減額の額)

第2条 規程第4条第1項第1号に該当する場合の減額は、次のとおりとする。

(1) 舗装道の分岐プール額を適用する場合は、96,000 円を減額する。

(2) 砂利道の分岐プール額を適用する場合は、57,000 円を減額する。

2 規程第4条第1項第2号に該当する場合の減額は、次のとおりとする。

(1) 分岐口径 13 ミリメートル、20 ミリメートル及び 25 ミリメートルの場合は 68,000 円を減額する。

(2) 分岐口径 40 ミリメートル、50 ミリメートル及び 75 ミリメートルの場合は 180,000 円を減額する。

(3) 分岐口径 100 ミリメートル以上の場合は 219,000 円を減額する。

3 規程第4条第1項第2号に該当し、かつ、規程第2条第4項にも該当する場合は、前項各号に定める金額に 35 パーセントを加算した額を減額する。

附 則

(施行期日)

1 この内規は、平成13年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 第2条の規定は、平成13年7月1日以後の受付分から適用する。

附 則

この基準は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

1 この基準は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 第2条の規定は、平成28年4月1日以後に受け付けた申込みに係る分岐プール額から適用し、同日前に受け付けた申込みに係る分岐プール額の減額については、なお従前の例による。